



助成金の最新情報と活用のポイントをお届けします

助成金通信

9

2024

発行:はぎの社会保険労務士法人

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

最低賃金の引き上げに対応、設備投資等を行って効率化

「業務改善助成金」と「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」

最低賃金の引き上げは、労働者の生活水準を向上させるために重要な政策の一つです。しかし、企業にとっては賃金コストの増加が経営に影響を及ぼす可能性があります。そこで、厚生労働省は企業が最低賃金の引き上げに対応できるよう、業務改善助成金を含めた制度を行っています。企業の対応として知る必要がある最低賃金の概要と最低賃金引き上げに関する「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」の概要、その活用方法について詳しく解説します。

1. 最低賃金制度の概要

最低賃金は、労働者の生活を守るために国が定めた賃金の最低限度を指します。使用者は、この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。最低賃金額以上かどうかを確認するためには、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金（時間額）と比較します。月給や日給により給与が決まっている場合も時給に換算して比較します。

最低賃金には、以下の2種類があります。

- ・ **地域別最低賃金**：都道府県ごとに定められ、産業や職種に関係なく適用されます。
- ・ **特定最低賃金**：特定の地域内の特定の産業に適用されます。

地域別最低賃金は、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。労働基準法上の事業場単位で把握します。例えば東京に事業場があり、北海道でテレワークを行っている労働者がいる場合は、北海道のテレワークを行っている場所が事業場と認められる独立性を持っていない限り、東京都の最低賃金が適用されます。特定最低賃金は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。

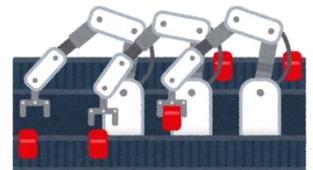
令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安は、Aランク、Bランク、Cランクすべてで50円の引き上げが提案されています。これにより、全国加重平均は1,054円となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。正式な額の決定は各都道府県で開催される地方最低賃金審議会で審議のもと、答申、決定され、10月1日前後に発行されます。

2. 業務改善助成金とは？

業務改善助成金とは、中小企業・小規模事業者が生産性向上に資する設備投資等を行うとともに、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度です。

助成の対象となる事業者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ **中小企業・小規模事業者であること**
- ・ **事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること**
- ・ **解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと**



助成の対象となる経費は、「生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等」です。具体的には、機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練などが挙げられます。

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に、一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。助成率や助成上限額は、申請を行う事業場の引き上げ前の事業場内最低賃金や事業場内最低賃金の引き上げ額及び引き上げる労働者の人数によって異なります。

また、特例的な拡充が受けられる事業者もあります。例えば原材料費の高騰などで利益が減少した事業者は、助成上限額や助成対象経費の拡大が受けられます。今年度の申請期限は令和6年12月27日、事業完了期限は令和7年1月31日になります。

3. 受給のポイント

- ① 幅広い経費が対象になりますが、代理人（提出代行者、事務代理者を含む）に支払う経費は対象になりません。
- ② 物価高騰等要件に関する特例事業者に該当すると生産性向上に資する設備投資等のうち、
 - ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車
 - ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入 も対象になります。
- ③ 助成経費の対象が増える特例事業者に該当するためには、物価高騰等要件（原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者）を満たす必要があります。
- ④ 交付申請提出後に賃金を引き上げた場合が対象になります。また、地域別最低賃金の引き上げを見越して賃金の上昇を計画しても問題がありません。しかし、その場合は地域別最低賃金の引き上げ発効日の前日までに事業内賃金引き上げ対象労働者が、実際に引き上げられた賃金で働いている必要があります。
- ⑤ 交付申請書提出後に事業内最低賃金の引き上げができますが、設備投資等の経費支出、導入は交付決定後になります。ただし、業務改善に資する機器の発注は申請後であれば交付決定前でも構いません。申請後であれば試験的に無償で借り受けた機器（いわゆるデモ機）を使用して、交付決定後に契約を結び正式購入する方法でも対象になります。
- ⑥ 前年度に業務改善助成金を活用した事業主も対象になります。ただし、同一年度に2回は活用できません。
- ⑦ 「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」とは併給調整がかかります。同じ人を対象労働者に選定することはできません。

助成上限額		助成上限額		
コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	300万円	300万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率	
900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

4. キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コースとは？

最低賃金の引き上げに対応できる助成金として業務改善助成金の他に「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」もあります。概要としては有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者などの非正規雇用労働者の基本給を3%以上増額するために賃金規定等を改定する事業主に対して助成金が支給されます。要件は以下のとおりです。

- ・ キャリアアップ計画を作成し、労働局に提出すること
- ・ 賃金規定等を改定し、基本給を3%以上増額すること

賃金の引き上げは最低賃金の発効日の前日までにを行う必要があります（発効後は賃金引き上げ率から差し引いて計算されます）。同一の労働者を対象に併給を受けることはできませんが、対象労働者を分けて賃金の引き上げを実施することはできます。例えば雇用保険被保険者は「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」を活用して、雇用保険被保険者以外は「業務改善助成金」を活用することもできます。

支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです

企業規模	賃金引き上げ率	
	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人



あとがき

上手に助成金を活用して賃金の引き上げを行って行きましょう。

